

文化財保護法 実施細則

国务院4月30日 承認
国家文物局5月5日 公布

= 目次 =

第一章 総則

- [第1条 由来](#)
- [第2条 文化財の分類](#)
- [第3条 国家文物局](#)
- [第4条 保護工作](#)
- [第5条 経費の計上](#)

第二章 文化財保護地

- [第6条 文化財保護地の確定・公布](#)
- [第7条 保護範囲](#)
- [第8条 具体的保護措置](#)
- [第9条 専門的保護管理機構の設立](#)
- [第10条 一般的文化財保護組織の設立](#)
- [第11条 文化財保護地の開放](#)
- [第12条 建設規制地帯の設定](#)
- [第13条 建設規制地帯内での新建築](#)
- [第14条 倒壊後の再建](#)
- [第15条 全国重点文化財保護地](#)
- [第16条 品質保証](#)
- [第17条 管理方法の制定](#)

第三章 考古学的発掘

- [第18条 発掘の申請](#)
- [第19条 発掘計画書の提出](#)
- [第20条 発掘の質の保証](#)
- [第21条 文化財調査の主体](#)
- [第22条 建設中の発掘](#)
- [第23条 出土品の保全](#)
- [第24条 指導者資格](#)
- [第25条 発掘報告書と出土品一覧表の提出](#)

第四章 館所蔵の文化財

- [第26条 文化財の登録](#)
- [第27条 全人民所有制文化財所蔵機構による保全措置](#)
- [第28条 全人民所有制文化財所蔵機構による複製又は修理](#)
- [第29条 文化財の振り分け・交換・借用](#)

第五章 私人所蔵の文化財

- [第30条 公民私有文化財の登録](#)
- [第31条 技術的情報及び援助の要請](#)
- [第32条 公民私有文化財の売却](#)
- [第33条 文化財の購入・販売](#)
- [第34条 文化財経営機構の役割](#)
- [第35条 文化財の選別作業](#)
- [第36条 文化財の価格](#)
- [第37条 没収文化財の文化財行政管理部門への引渡](#)
- [第38条 文化財行政管理部門による鑑定](#)

[第39条 引き渡された文化財の所蔵](#)

第六章 文化財の国外持出し

[第40条 文化財の国外持出し前の鑑定](#)

[第41条 文化財国外持出し許可証の発行](#)

[第42条 鑑定結果](#)

[第43条 国家文物局による持出し一括管理](#)

第七章 賞罰

[第44条 奨励](#)

[第45条 罰金刑](#)

[第46条 職員の処分](#)

[第47条 不服申請又は提訴](#)

第八章 附則

[第48条 古脊椎動物と古人類](#)

[第49条 解釈権](#)

[第50条 施行日](#)

第一章 総則

第1条【由来】

「中華人民共和国文化財保護法」(以下文化財保護法という)に従い、本実施細則を制定する。

第2条【文化財の分類】

1.革命遺跡・記念建築物・歴史的な文化遺跡や墳墓・建築物・石窟寺、石刻等の文化財は、それぞれ全国重点文化財保護地、及び省・自治区・直轄市レベルの文化財保護地、県・自治県・市レベルの文化財保護地に分けられる。

2.記念物・芸術品・工芸美術品・革命文献資料・手書原稿・古い図書資料ならびに代表的な実物等の文化財は、貴重文化財と一般文化財に分けられ、貴重文化財はさらに一級、二級、三級に分けられる。

第3条【国家文物局】

1.文化財保護法第3条に定められた全国の文化財を管理する業務に当たる国の文化行政管理部門とは、国家文物局を指す。国家文物局は全国の文化財保護業務を法に基づいて管理、監督、指導する。

2.地方の各レベルの人民政府は当該行政区域内の文化財を保護する。

3. 県レベル以上の地方の各レベルの人民政府が設立した文化財保護管理機構は文化財行政管理部門とされる。文化財保護管理機構を設立していない場合、文化行政管理部門を文化財行政管理部門とする。各レベルの文化財行政管理部門は当該行政区域内の文化財保護業務を管理する。

第4条【保護工作】

各レベルの公安部門・工商行政管理部門・都市計画部門及び税関は、文化財保護法の規定に従って各自の職務責任の範囲内で文化財保護工作进行を適切に行う。

第5条【経費の計上】

県レベル以上の各レベルの人民政府財政部門は、文化財事業費と文化財基礎建設支出をそれぞれそのレベルの財政予算に計上し、同じレベルの文化財行政管理部門が一括管理する。そのうち文化財基礎建設支出と文化財の修理、維持費及び考古学的発掘費等は、特定の専用費として厳格に管理する。各レベルの文化財行政管理部門に属す文化財事業、企業の収入はすべて文化財事業に充て、文化財保護管理経費として補充し、他の用途に用いることはできない。

第二章 文化財保護地

第6条【文化財保護地の確定・公布】

1. 様々なレベルの文化財保護地は、文化財保護法第7条に定められた手順に従って確定・公布される。

2. 文化財保護法第7条1項に列挙された文化財のうち、文化財保護地として公布されていないものは、県・自治県・市の人民政府が登録し、保護する。

第7条【保護範囲】

1. 各レベルの文化財保護地の保護範囲については、文化財保護法第9条の規定に従い、確定・公布された日から一年以内に制定するとともに記号で説明を表示する。

2. 全国重点文化財保護地と省・自治区・直轄市レベルの文化財保護地の保護範囲については、省・自治区・直轄市の人民政府が確定、公布する。

3. 県・自治県・市レベルの文化財保護地の保護範囲については、県・自治県・市の人民政府が確定、公布する。

第 8 条【具体的保護措置】

1. 県以上の地方の各段階の人民政府は、各文化財保護の必要に応じて文化財保護地の具体的保護措置を規定し、公告、施行する。
2. 全国重点文化財保護地と省・自治区・直轄市レベルの文化財保護地の保護措置は、省・自治区・直轄市の人民政府が規定する。
3. 県・自治県・市レベルの文化財保護地の保護措置は、県・自治県・市の人民政府が規定する。

第 9 条【専門的保護管理機構の設立】

文化財保護地として確定された国家所有の記念建築物、古い建築物に対し、文化財行政管理部門、使用機構又はその上級主管部門が保管所及び博物館等専門保護管理機構を設立して保護させることができる。専門的保護管理機構がない場合、県レベル以上の地方の各レベルの人民政府が使用機構又は関係部門に保護の責任を負わせるか、或いは文化財保護担当者を招請して保護に当たらせる。

第 10 条【一般的文化財保護組織の設立】

文化財保護法第 7 条 1 項に列挙した文化財のうち使用機構があるものは、使用機構が一般的文化財保護組織を設立する。使用機構がない場合、付近の村民委員会又は住民委員会が一般的文化財保護組織を設立し、文化財を保護する。文化財行政管理部門は一般的文化財保護組織の活動を指導する。

第 11 条【文化財保護地の開放】

文化財保護地を社会に開放する場合、国家文物局が定めた条件を満たし、またそのレベルに応じて同レベルの文化財行政管理部門に報告し、審査の上同意を得る。

第 12 条【建設規制地帯の設定】

1. 文化財保護の実際の必要に応じて、文化財保護地の周囲に建設規制地帯を設定し、公布することができる。
2. 全国重点文化財保護地と省・自治区・直轄市レベルの文化財保護地周囲の建設規制地帯は、省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が都市計画部門とともに設定し、省・自治区・直轄市の人民政府の承認を受ける。
3. 県・自治県・市レベルの文化財保護地周囲の建設規制地帯は、県・自治県・市の人民政府文化財行政管理部門が都市計画部門とともに設定し、省・自治区・直轄市の人民政府の

承認を受けるか、又は省・自治区・直轄市の人民政府が県・自治県・市の人民政府に委任し、その承認を受ける。

第13条【建設規制地帯内での新建築】

1.建設規制地帯内には文化財の安全を脅かす施設を建設することはできない。また形式・高さ・重量・色調が文化財保護地の環境や風景に合わない建築物や構造物を建設してはならない。

2.建設規制地帯内に新たに建築物、構造物を建設する場合、その設計方案は文化財保護地のレベルに応じて、そのレベルの文化財行政管理部門の同意を得てから同レベルの都市計画部門に報告し、その承認を受ける。

第14条【倒壊後の再建】

記念建築物、歴史的な建築物等の文化財で、既にすべてが崩壊している場合、新たに建設してはならない。特別な必要があって他の土地に再建築するか又は現地に改めて建設しなければならないときは、文化財保護地のレベルに応じて最初に確定、公布した期間の承認を得る。

第15条【全国重点文化財保護地】

1.全国重点文化財保護地及び国家文物局が、その審査承認を行った省・自治区・直轄市レベルの文化財保護地の修理計画や設計施工方案が必要だと認めた場合、国家文物局が審査と承認を行う。

2.省・自治区・直轄市レベル及び県・自治県・市レベルの文化財保護地の修理計画と設計施工方案は、省・自治区・直轄市の人民政府の文化財行政管理部門が審査と承認を行う。

3.文化財の修理及び保護工事は、審査、承認機関の監督と指導を受ける。工事が竣工した場合、審査管理機関に報告し、その検証を受ける。

第16条【品質保証】

文化財の修理及び保護工事の実地調査設計機構、施工機構は、国家の関係規定を適用し、工事の品質を保証しなければならない。

第17条【管理方法の制定】

文化財の修理及び保護工事を管理する具体的な方法については、国家文物局が制定する。

第三章 考古学的発掘

第18条【発掘の申請】

一切の考古学的発掘事業は、必ず承認手続を経なければならない。考古学的発掘の申請は、考古学的発掘を行う機構が省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門を経て国家文物局に提出するか、或いは直接国家文物局に提出し、文化財保護法第17条又は第19条の規定に従って審査と承認を受ける。国家文物局が、直接申請された考古学的発掘計画の承認を行う場合、関係する省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門から聴聞する。

第19条【発掘計画書の提出】

考古学的発掘を行う機構は毎年第1四半期に国家文物局にその年の考古学的発掘計画を提出する。建設工事に関係する考古学的発掘計画は、発掘の三十日前までに国家文物局に提出すればよい。建設工事の工期が迫っているか、又は文化財が自然破壊の危険に直面している為に至急発掘の必要がある場合は、省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門の同意を得て先に発掘を行い、発掘開始後十五日以内に発掘計画を提出すればよい。

第20条【発掘の質の保証】

1. 考古学的発掘作業において、考古学的発掘を行う機構とその作業員は考古学的作業規則を厳格に守り、発掘の質を保証しなければならない。
2. 考古学的発掘を行う機構が発掘を申請する場合、出土した文化財及び重要遺跡の安全保障措置を提出するとともに発掘にあたってはこれを厳守する。

第21条【文化財調査の主体】

建設工事に関連して行う文化財の調査と実地調査は、省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が計画、実施する。複数の省・自治区・直轄市に跨る文化財の調査や実地調査は、文化財所在地の省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が共同で計画、実施するか、又は国家文物局が計画、実施する。

第22条【建設中の発掘】

建設工事中に発見した古い遺跡、墳墓を発掘しなければならない場合、省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が手配し、速やかに発掘する。特に重要な建設工事及び複数の省・自治区・直轄市に跨る建設工事における考古学的発掘作業は、国家文物局が計画、実施し、発掘が終わらなければ施工を続けることはできない。

第23条【出土品の保全】

建設工事に関連して行う考古学的発掘作業では、建設機構、施工機構が考古学的発掘を行う機構に協力し、出土した文化財や遺跡の安全を保護する。

第24条【指導者資格】

1.考古学的発掘を行う機構と考古学的発掘事業の指導者の資格については、国家文物局が審査・認定し、証明書を発行する。

2.考古学的実地調査を行う機構、考古学的実地調査の指導者の資格は、省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が審査・認定し、証明書を発行する。

第25条【発掘報告書と出土品一覧表の提出】

1.考古学的発掘を行う機構は、発掘作業が終了後速やかに考古学的発掘報告書及び出土した文化財の一覧表を作成する。

2.出土した文化財は国家文物局又は省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が保管条件や実際の需要に基づいて全人民所有制博物館、図書館又はその他の機構(以下全人民所有制文化財所蔵機構という)を指定して所蔵させる。考古学的発掘を行った機構が出土した文化財の標本を作る必要がある場合、国家文物局又は省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門の同意を得なければならない。

第四章 館所蔵の文化財

第26条【文化財の登録】

全人民所有制文化財所蔵機構が所蔵する文化財は、文化財行政管理部門に登録する。県・自治県・市の人民政府文化財行政管理部門は登録済みの貴重な文化財についての調書を省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門に報告し、控えてもらう。省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が登録した一級文化財の調書は国家文物局に報告して控えてもらう。具体的な方法は国家文物局が定める。

第27条【全人民所有制文化財所蔵機構による保全措置】

全人民所有制文化財所蔵機構は文化財を安全に保つ措置と必要な技術的手段を整え、且つ国家の関係規定に従って文化財の調書を作成し、文化財を分類等級分けして保管する。

第28条【全人民所有制文化財所蔵機構による複製又は修理】

全人民所有制文化財所蔵機構が、自ら所蔵する一級文化財を複製又は修理する場合、国家文物局の承認を得る。

第29条【文化財の振り分け・交換・借用】

1. 上級文化財行政管理部門は、下級文化財行政管理部門の管理する文化財を振り分け又は借用することができる。全人民所有制文化財所蔵機構間では、文化財行政管理部門の承認を受ければ、自ら所蔵する文化財を交換又は借用することができる。

2. 一級文化財の振り分け・交換・借用は、国家文物局の承認を受ける。

3. 二級、三級文化財及び一般文化財の振り分け・交換・借用は、省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門の承認を受ける。

第五章 公民私有の文化財

第30条【公民私有文化財の登録】

公民が私的に所蔵する文化財は、文化財行政管理部門に登録することができる。文化財行政管理部門及びその職員は公民が登録した文化財の秘密を守らなければならない。

第31条【技術的情報及び援助の要請】

公民は文化財行政管理部門に対して、これが私的に所蔵する文化財の鑑定、保管、修復等の技術的な情報や援助を受けられるよう求めることができる。

第32条【公民私有文化財の売却】

1. 公民である私人が所蔵する文化財は、国家文物局又は省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が指定する全人民所有制文化財所蔵機構及び文化財購入機構に売却することができる。

2. 国家は公民が私的に所蔵する文化財を全人民所有制文化財所蔵機構に寄贈することを奨励する。

第33条【文化財の購入・販売】

文化財経営機構が文化財の購入・販売業務を行う場合、国家文物局又は省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門の承認を受け、また工商行政管理部門に登録手続きを行わなければならない。文化財の対外販売業務を行う場合は国家文物局の承認を受ける。

第34条【文化財経営機構の役割】

- 1.文化財経営機構は文化財に関わる経営活動状況を記録し、審査に備える。
- 2.文化財経営機構が購入又は保存している貴重な文化財については、文化財経営を許可した文化財行政管理部門に報告して控えてもらい、一級文化財については国家文物局に控えてもらう。
- 3.文化財経営機構が販売した文化財は、販売する前に国家の関係規定に従って鑑定を受ける。

第35条【文化財の選別作業】

銀行・冶金工場・製紙工場及び廃品回収業者等が行う文化財選別作業は、文化財行政管理部門の指導を受け、選別した文化財は適切に保管し、可及的速やかに文化財行政管理部門に引き渡す。

第36条【文化財の価格】

文化財行政管理部門に引き渡された文化財は、銀行・冶金工場・製紙工場・廃品回収業者等が購入時に支払った費用を基に、一定の割合の選別費用を加えて合理的な価格をつける。文化財を引き渡された文化財行政管理部門の支払いに困難が生じた場合、上級文化財行政管理部門が解決する。

第37条【没収文化財の文化財行政管理部門への引渡】

公安部門、工商行政管理部門及び税関等が違法犯罪活動を調査する中で法に基づいて没収・追徴した文化財は、その案件が解決後可及的速やかに規定通り文化財行政管理部門に引き渡す。引渡方法は国家文物局が関係部門と共同で定める。

第38条【文化財行政管理部門による鑑定】

文化財行政管理部門は引き渡された文化財を鑑定し、一級文化財に属すものについては省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が国家文物局に報告し、控えてもらう。

第39条【引き渡された文化財の所蔵】

- 1.国家文物局又は省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門は、文化財保護の必要に応じて、条件を備えた全人民所有制文化財所蔵機構を指定して引き渡された文化財を所蔵させる。

2.銀行が選別した歴史的貨幣を科学的に研究する場合は、国家文物局又は省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門の同意を得る。

第六章 文化財の国外持出し

第40条【文化財の国外持出し前の鑑定】

文化財の国外持出しについては、国家文物局の指定する省・自治区・直轄市の人民政府文化財行政管理部門が鑑定を行う。文化財国外持出し鑑定基準は、国家文物局が定める。

第41条【文化財国外持出し許可証の発行】

鑑定を受け、出港を許可された文化財に対しては、鑑定部門が文化財国外持出し許可証を発行する。税関は文化財国外持出し許可証と国家の関係規定に従って検査を行う。

第42条【鑑定結果】

個人が私的に所有する文化財を携帯して国外持出しする場合、鑑定の結果国外持出しできないことが分かった時は、文化財行政管理部門が登録し、返送するか、又は購入し、必要であれば買い上げることができる。

第43条【国家文物局による持出し一括管理】

文化財の国外持出し展示及び文化財の輸出はすべて国家文物局が一括管理する。具体的方法は国家文物局が関係部門と共同で定める。

第七章 賞罰

第44条【奨励】

文化財保護法第29条記載の事情に当て嵌まる機構及び個人に対しては、人民政府、文化財行政管理部門又は関係部門が奨励する。

第45条【罰金刑】

文化財保護法第30条記載の事情に該当する行為に対しては罰金を科し、事情の重さに応じて以下のような金額とする。

- (一) 第(一)、(二)、(四)号の行為があった場合、罰金額を二百元以下とする。
- (二) 第(三)号の行為があった場合、罰金額を当該建築物、構造物の建設価格の百分の一とするが、最高で二万元を超えない。
- (三) 第(五)、(六)、(七)号の行為があった場合、罰金額を二万元以下とする。
- (四) 第(八)項の行為があった場合、罰金額を違法所得の二倍乃至五倍とする。

第46条【職員の処分】

文化財行政管理部門の職員が文化財保護法第30条第(三)、(四)、(五)号記載の行為を行った場合、これを関係行政機関に送り、処分することができる。

第47条【不服申請又は提訴】

1.当事者に、文化財保護法と本実施細則に従ってなされた具体的な行政行為に不服がある場合、行政再審査規定に基づいて予め再審査を申請することができる。再審査の決定に不服がある場合、行政訴訟法の規定に従って訴訟を起こすことができる。

2.当事者が法定期限内に具体的な行政行為に対して再審査を申請しなかった、又は訴訟を申し立てなかった、若しくは履行しなかった場合、具体的な行政行為を行った行政機関が人民法院に強制執行を申請するか、又は法に基づいて強制執行することができる。

第八章 附則

第48条【古脊椎動物と古人類】

古脊椎動物の化石と古人類の化石の保護方法ならびに歴史的、文化的名都市の保護と管理方法については別途制定する。

第49条【解釈権】

本実施細則は国家文物局が解釈する。

第50条【施行日】

本実施細則は公布日から施行される。

註:各条文の見出しは当センターによる。